お知らせ

確定申告に関するご案内

▶問い合わせ　税務課　☎73-3006
観音寺税務署　☎25-2191

確定申告はマイナンバーカードとスマートフォンでさらに便利に！

スマートフォンやパソコンで、「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってe-Tax（イータックス）で提出することができます。

●自動計算で確定申告書を作成

確定申告書等作成コーナーを利用すると、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、自動計算で作成できます。

▲確定申告書等作成コーナー

●スマートフォンやパソコンから多様な書類の作成が可能

青色申告決算書、収支内訳書が作成できます。消費税の申告にも対応しています。

●マイナポータル連携で自動入力

さらにマイナンバーカードを利用すると、一部の控除証明書などのデータを、自動入力できます。集計や入力の手間がかかりません。

▲マイナポータル連携特設ページ

令和4年分の確定申告をした人のうち、3人に2人がe-Taxで申告をしています。

観音寺税務署での確定申告

開設期間
2月16日（金）～3月15日（金）
※土日・祝日を除く
※期間前は、作成済みの申告書などの提出のみ、受け付けています。

受付時間
午前8時30分～午後4時
（相談開始は午前9時～）

入場整理券について
混雑緩和のため、入場整理券を会場で当日配付または国税庁のLINEで事前発行します。
※整理券の配付状況に応じて、受け付け終了時間の繰り上げや後日の来場をお願いする場合があります。

▲国税庁のLINE登録はこちらから

来場時の準備物
・スマートフォン
・マイナンバーカード
※2種類（数字4桁、英数字6～16文字）の暗証番号が必要
・**青色申告書または収支内訳書**（事業所得（営業・農業など）がある人のみ）
・**医療費控除の明細書**（該当者のみ）
※書類は必ず事前作成の上、来署してください。未記入の場合は、会場にご案内できない場合があります。

確定申告に利用できる「障害者控除対象者認定書」の認定基準が変わりました

▶申し込み・問い合わせ　介護保険課　☎73-3017

令和5年分の認定から、対象者が、次のとおり変更となります。基準日（各年12月31日）時点で65歳以上の人は、対象となる可能性があります。申請は、介護保険課または各支所で受け付けます。

変更前（令和4年分まで）

区分	基準
障害者	要介護4に認定されている
特別障害者	要介護5に認定されている

変更後（令和5年分から）

区分	基準
障害者	要介護認定に係る主治医意見書などで、知的障がい者（軽度・中度）に準ずると認められる 要介護認定に係る主治医意見書などで、知的障がい者（重度）または寝たきり高齢者に準ずると認められる

※控除対象年内に亡くなった人の基準日は「死亡日」となります。
※要介護認定を受けていなくても、対象となる場合があります。
※令和4年分以前の認定に係る申請は、変更前の基準で判定します。

お知らせ

1月は償却資産（固定資産税）の申告月です

▶問い合わせ　税務課　☎73-3006

償却資産は、会社や個人事業主が所有している事業用資産で、固定資産税の課税対象となります。
市内に所有している人は、法人・個人に関わらず、令和6年1月1日現在の所有状況を申告してください。
※確定申告をする人も別途申告が必要です。

主な償却資産の例

種類	償却資産
構築物	舗装路面、外構工事、看板、受変電設備、LAN配線、壁面サイン工事、賃借人による内装　など
機械、装置	旋盤などの工作機械、太陽光発電設備　など
船舶	漁船、モーターボート　など
車両、運搬具	大型特殊自動車、貨車、構内運搬車、客車　など ※自動車税または軽自動車税の課税対象車両は除く
工具、器具、備品	OA機器、机、自動販売機、ルームエアコン、金型、立看板、漁具、貸植木　など

申告期間　1月31日（水）まで
昨年申告した人には、12月上旬に申告書を送付していますので、変更の有無を申告してください。
次の場合は、税務課までご連絡ください。
・申告書がまだ届いていない
・令和5年1月2日以降に新たに償却資産を取得した（事業を始めた）

太陽光発電設備を設置した場合

住宅用であっても、発電規模が10kW以上の設備であれば、償却資産の対象となるため申告が必要です。

設置者		
個人（住宅用）	発電規模が10kW以上（全量売電・余剰売電）	申告が必要
個人（事業用） 法人	発電規模が10kW未満（余剰売電）	申告不要
		申告が必要

乗用装置のある農耕用特殊自動車を取得された場合

トラクター、コンバイン、田植機などで乗用装置があるものは、最高速度によって、固定資産税（償却資産）か軽自動車税の課税対象に分類されます。種類を確認し、それぞれ申告や登録をしてください。

分類	最高速度	課税の種類
大型特殊自動車	時速35km以上	固定資産税 申告が必要
小型特殊自動車	時速35km未満	軽自動車税

くらし

原付や小型特殊自動車（農耕用含む）にナンバープレートを付けましょう

▶問い合わせ　税務課　☎73-3006

軽自動車税は、次のものを所有しているという事実に対して、所有者に納税義務が生じます。

軽自動車税が課税されるもの
・原動機付自転車
・農耕用を含む小型特定自動車
・三輪または四輪の軽自動車
・二輪の小型自動車

原動機付自転車・小型特殊自動車を所有する人

ナンバープレートは、課税対象であることを示す課税標識です。
使用の有無や公道を走行するしないに関わらず、車両への付着義務があります。ナンバープレートが付いていない小型特殊自動車などを持っている人は、必ず、税務課または各支所で標識交付申請手続きを行ってください。
乗用の田植機、コンバイン、トラクター、農耕作業用トレーラーなどを所有している人も、市へ登録することが義務付けられています。

※標識返納（廃車）は、「廃棄」「譲渡」「転出」「盗難・紛失」の場合に限り、受け付けます。
※標識が無いまま車両を所有している期間については、さかのぼって課税される場合があります。